

議第 91 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

上呂いきいきプラザの建物及び土地
(詳細は別紙のとおり)

2. 譲与する相手方

下呂市萩原町上呂 678 番地 1
上上呂区 (認可地縁団体) 代表者 日下部 鋭 次

3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日

平成 30 年 7 月 1 日

平成 30 年 6 月 1 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

譲与する財産

【土地】

所在地番	登記地目	登記地積
下呂市萩原町上呂字森 667 番 2	宅 地	134.32 m ²
下呂市萩原町上呂字森 668 番 1	宅 地	167.41 m ²
下呂市萩原町上呂字森 678 番 1	宅 地	574.81 m ²

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市萩原町上呂678番地1	上呂いきいきプラザ	木造平屋建て	252.37m ²